協議離婚の場合

離婚届

令和　年　月　日届出

福岡県糟屋郡宇美町 長 殿

受理	令和　年　月　日 第　号		
通知(送付)	令和　年　月　日 第　号		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	

		夫	妻
(1)	(フリガナ)	ヘイワ　トショ	ヘイワ　ミライ
	氏名	平和　図書	平和　未来
	生年月日	平成８年４月８日	平成９年９月４日
	住所	福岡県糟屋郡宇美町 平和１丁目１番２号	福岡県糟屋郡宇美町 宇美５丁目１番１号
(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	福岡県糟屋郡宇美町平和１丁目１　番地	
	筆頭者の氏名	平和　図書	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父　平和　書好　続き柄 長男 母　平和　読美子	妻の父　宇美川　鷹士　続き柄 二女 母　宇美川　羊子
		養父　続き柄 養子 養母	養父　続き柄 養女 養母
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚 □調停　年　月　日成立 □審判　年　月　日確定	□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は □もとの戸籍にもどる ☑妻 ☑新しい戸籍をつくる	
		福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目１　番地　筆頭者の氏名　ウミガワ　ミライ　宇美川　未来	
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
		父（夫）が親権を行う子	
		母（妻）が親権を行う子　平和　龍之助、平和　寅之助	
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	（協議離婚をした場合に親権者の定めをしなければ、それぞれ✓をつけてください。）	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

令和　年　月　日 午前/午後　時　分受領	
夫	□免 □旅 □マ □その他 □無 ( )
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □マ □その他 □無 ( )
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
使者	□免 □旅 □マ □その他 □無 ( )
送付	宛先　年　月　日

確認	通知

【未成年の子の氏名欄について】

夫婦の間に未成年の子がいる場合には、離婚後の親権を定める必要があります。未成年の子全員について、親権を行う方の欄に子の氏名を記入し、相違ない場合はそれぞれ✓を記入してください。

(6)(7) 同居の期間	令和３年４月から　令和８年７月まで
(8) 別居する前の住所	福岡県糟屋郡宇美町平和１丁目１　番地 ２
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(10) 夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください）
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫　平和　図書　印　／　妻　平和　未来　印

押印は任意です。シャチハタ印は不可

婚姻中の氏で必ず本人が自署してください。

◎署名は本人が自署してください

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	古寺　光正　印	宇美　幸福
生年月日	平成４年４月４日	平成７年７月７日
住所	福岡県糟屋郡宇美町光正寺	福岡県糟屋郡宇美町貴船
本籍		

当事者以外の成人の方２名の署名が必要

【婚姻で氏が変わった人は離婚によって戸籍が変動します】

■婚姻前の氏に戻る場合
(1) もとの戸籍（婚姻前の父母の戸籍等）にもどる
※筆頭者氏名は婚姻前の筆頭者
※婚姻前の戸籍が除籍になっている場合は戻れません。
(2) 自分で新戸籍をつくる（左記の例）
※筆頭者は婚姻前の氏

■離婚後も継続して配偶者の氏を称する場合
(3)「戸籍法７７条の２」の届出が必要です。
※この欄の記入は不要

□には、あてはまるも
今後も離婚の際に称し
に別の届書を提出する
同居を始めた上

未成年の子がいる場合に
離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。　□まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの　しをつけてください。
親子交流について
□取決めをしている。　☑まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期　電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをする　施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてく
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子がいる場合は面会等の取り決めについて当てはまる項目に✓を記入してください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省　離婚　　法務省パンフレット　　法務省の解説動画

費の分担など離婚をめぐる問題について，相談窓口等の情報をご利用いただける場合もありますので，お問い合わせください。
ージ】https://www.houterasu.or.jp

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

連絡先	電話　092（ 932 ） 1111
	自宅・勤務先［　］・携帯

昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

事件簿番号	